



あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか?



労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

*記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために